

新エネ利用特措法改正検討委員会 第1回会合 議事録

日時：2005年8月4日（木）13:00～15:00

場所：衆議院第2議員会館第1会議室（東京・永田町）

議事次第

1. 開会、本委員会の目的・狙いなどの説明（GEN）
2. 新エネ利用特措法（RPS法）の2004年度結果（達成状況等）について
報告：2004年度施行状況について
（資源エネルギー庁新エネルギー対策課・神山課長補佐）
報告：2004年度達成状況アンケート調査について（GEN）
報告：電力会社の達成状況等について（東京電力・見学信一郎氏）
報告：2004年度のRPS制度概要（ナットソース・ジャパン・船曳尚氏）
3. 新エネ利用特措法（RPS法）の見直しについて
（見直しに関する諸状況・今後のスケジュール、見直しに向けての論点出し etc.）
報告：新エネ部会など政府の検討状況・予定について
（資源エネルギー庁新エネルギー対策課・神山課長補佐）
報告：GENの2月の提案紹介、見直しに向けての論点の提示（GEN）
4. 質疑応答・議論
5. 今後の予定等、閉会（GEN）

当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）

- 趣旨・進行案（GEN）
- 参加予定者一覧（GEN）
- 平成15年及び16年度の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の施行状況について（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室）
- 新エネ利用特措法対象事業者への2004年度義務達成状況調査結果（GEN）
（参考資料）電力会社の風力発電への対応状況の整理（GEN）
- 東京電力の達成状況等（東京電力株式会社）
- 2004年度のRPS制度概要（ナットソース・ジャパン株式会社）
- 提言書「自然エネルギー拡大のための政策・制度の提案」＜要旨＞（2005年2月）（GEN）
- 新エネ利用特措法改正の論点（GEN）

議事録

（注1：以下すべて敬称略です）

（注2：当日配布資料があった報告は、詳細を略し配布資料参照とさせて頂いている場合があります）

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 司会の挨拶。配布資料の確認と本日の議事予定の説明。
- ・ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（新エネ利用特措法、いわゆる RPS 法）の見直しについては、これまでも検討してきて 2 月に包括的な提案を出したが、より具体的な提言・提案を出していく場として本委員会を設ける。昨年度までは「検証委員会」だったが、今年度は「改正検討委員会」と名称変更した。この委員会には特に「委員」というメンバーシップはないが、年度末に GEN として取りまとめを行いたい。
- ・ 本日の議事予定は書いてある通りであり、なるべく議論を長く取りたい。前半は昨年度の達成状況の結果について議論したい。議事予定にはないが、報告後に質疑応答を行う。後半は電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（新エネ利用特措法、いわゆる RPS 法）の見直しに向けての論点についての議論を行う。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 本日は室長の安居は都合が付かないため私が代理で出席する。
- ・ 過去 2 年間の施行状況について説明したい、RPS 法の概要は割愛する。(1)設備認定状況について、(2)義務履行状況について、お話しする。
- ・ まず、設備認定状況についてである。RPS 法でクレジットを満たす設備というのは大臣認定である。認定設備容量は平成 15 年度末 410 万 kW、16 年度末 686 万 kW、伸び率は 67% 増となっている。個別に見ると、風力が 37% 伸びたが、水力は伸びていない、太陽光は 40% 伸びた。バイオマスについては、表中の上段の数字は単純な設備容量で廃棄物発電も含む値で、下段の括弧内がバイオマス比率を掛けた実質のバイオマス相当分である。単純な設備容量全体は 84% 増だが、バイオマス成分で見ると 16% 増と順調な伸びだ。地熱はほとんどない。「風力 + 太陽光」の複合型は絶対量は小さいが 31% 増と順調に伸びている。全体で認定設備は 26% の伸びとなっている。
- ・ 次に、履行状況について説明する。義務対象者は 10 電力会社プラス特定電気事業者・PPS（特定規模電気事業者）だが、特定電気事業者が 1 社、PPS が 5 社増え、前年の 25 社から平成 16 年度は 31 社となった。総義務量は、年度ごとに販売電力量と義務率・経過調整率を掛け合わせた各社の義務量の合計を示しており、前年の 32 億 kWh から 16 年度は 35 億 kWh になっている。達成状況としては、全ての事業者が義務を達成した。一方余った分は次年度にバンキングされている。その量は、平成 15 年度が 7～8 億 kWh、16 年度が約 20 億 kWh で、これがバンキングで次年度に繰り越されている。この量は義務相当量に比べてかなり大きいものになっていると個人的には思っている。資料 P.2 最下方のグラフを見て頂きたい。折れ線部分は、三角点線の利用目標量から経過措置の調整を行い四角実線の義務量となっている。棒グラフ部分は、黒棒が義務履行量、白棒が実際の供給実績量である。平成 15・16 年度とも供給実績量が義務量を上回っており、

上回った分（余った分）はバンキングとして次年度に繰り越されている状況である。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございます。続いて GEN の資料を私から説明する。
- ・ GEN が行った 2004（平成 16）年度の義務達成状況調査結果である。31 の対象事業者から義務量がゼロのものを除いた各社に対して、義務履行量がどうなっているか、電源毎内訳、バンキング、ポロウイングについて、アンケート票を送り、回答頂いたものである。資料の表は最初に電力 10 社、次に特定電気事業者・PPS と整理している。未回答理由は主に取引への影響から答えていない項目が多く、昨年も同様のアンケート調査をしたが、回答状況は余り変わっていない。例えばバンキングは相当あるはずだがほとんど回答はなく、バンキング量を回答したのは 1 社だけである。また電力 10 社では唯一東京電力から電源毎内訳の回答をもらっているが、後に東電の説明があるので省略する。
- ・ 4 ページ目は参考資料である。風力発電についての系統連系可能量・買い取り価格など電力 10 社の対応状況を GEN で整理したものだ。
- ・ 続いてナツソース・ジャパンの船曳さんから、昨年度の状況について考察・分析されているものを、先のエネ庁の説明と重なる部分もあろうが、紹介して頂く。

船曳尚（ナツソース・ジャパン株式会社）

- ・ 7 月にエネ庁の発表後すぐに作成した資料で、かなり重なる部分があるが、私の方からは今のマーケットの状況について説明する。
- ・ 私どもは仲介業をやっている。皆様の中には、価格のことなど知らない方もいるかもしれない。RPS の制度が他の制度と適合していない状況がある中で、何とかマーケットの流動性をまず作り出したいという思いでやっている。ただ、顧客とは秘密保持契約をしているので、価格などは答えられないことをご了承頂きたい。
- ・ 概観としては、価格は昨年度前半と後半では 50～70 銭/kWh 下落した。昨年この会議の時点では数字として「4 円なら売れます、7 円なら買えます」という 3 円幅の話をしたと思う。今現在の時点で言えるのは、RPS クレジット単体で全国レベルでは「4 円なら売れます、6 円なら買えます」というくらいである。ただ、今までの経緯などがあり、別の値段が出る可能性もある。これは、発電事業者と電力会社がそれぞれに悩んでいる部分かもしれない。
- ・ 取引件数は申し上げられない。ただエネ庁発表の数字からすると、取引の数は昨年 33 件、一昨年 16 件で、今までに計 49 件あった。そのうち半分には届かないが相当の件数を私どもで取り扱った。一方数量では、エネ庁発表の数値は一昨年度が約 2000 万 kWh、昨年度が約 16000 万 kWh だ。私どもが扱った取引が全体に占める割合は件数に比べ数量の方が低い。これは直接相対などによって大きな量の取引があったのだらうと類推できると思う。
- ・ 中身は、風力とバイオマスの売りが多い。買いサイドは 1000 万 kWh 以上の買い注文も

あり、義務量から価格提示の業態を類推できるとの指摘もある。買いサイドの特徴は、電源に対する選別で、すなわちネガティブリストやポジティブリストを持つ事業者が一年より増えているように思う。

- ・ 最後に制度の問題点として指摘したいのは、バンキングにかかる義務量と供給量との決定的な差だ。今年度の終わりにバンキングされる量で、来年度の義務量の全部ではなくてもかなりの部分が達成できることになると見られる。これは、義務量の設定が甘かったか、供給量の見込みを間違えたのか、である。
- ・ 問題提起としては、市場メカニズムを使った合理的な価格形成のためには、需給を勘案したマーケットのことが分かった人を入れて、義務量の設定の見直しを行うのが良いのではないと思う。また義務量自体の見直し以外にも、バンキングの期限を伸ばすなどの運用の仕方に対応可能ないろいろなやり方も考えられると思うので、いかに安定的に制度が運用できるかという視点を持って、エネ庁始め関係者で見直しを行って頂ければと思う。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 船曳さん、どうもありがとうございました。続きまして、東京電力企画部の見学さんからお願いしたい。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 初めまして。前回まで参加していた吉田の後任に当たります。この6月まで電力自由化の対応が業務のメインだったので、新エネやRPSは4月から担当しており勉強中であり、今日の会合は勉強のいい機会として楽しみにしていた。
- ・ 持参した資料「東京電力の達成状況等」は GEN の資料 P.3 と同内容のものである。本来なら各電力会社を含めた電気事業者について説明したいところだが、他の電力会社はコンペティター（競合相手）であるので、その中身は全く分からない状況だ。従って私の方で責任を持って答えられるのは、私ども東電の分だ。出せる情報は出来るだけお出ししたいというつもりであり、電源別の構成はお出しできる目いっぱい線と考え報告している。
- ・ 結論から言えば、平成 16 年度の義務量 10.8 億 kWh は達成できた。内訳は資料の表の通りである。ポートフォリオとしては、自社分ごく少なくは 1 割未満である。自社の風力は八丈島の 500kW の風車で、ごく小さな発電量なので「 」としている。自社の水力は 13 地点ある。他社からの購入はバイオマスが太宗を占める。風力は今年の 0.3 億 kWh の倍増の数字である。太陽光については余剰電力購入メニューによるものをカウントしており、自治体で数百件、住宅から数万件となっている。水力は関連会社及び自治体の数十箇所からである。バイオマスは基本的に清掃工場からの購入であり、数十箇所となっている。結果として 10.8 億 kWh を達成した。来年度は当社の義務量は約 11.5 億 kWh の見込みだ。毎年「出たところ勝負」で臨んでおり、到達できるかどうかは走りながら考

えている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。質疑応答の時間だが、国会議員の方が4名ほどお越し頂いているので、まず民主党衆議院議員の金田さんから一言ずつお願いしたい。

金田誠一（民主党 衆議院議員）

- ・ 特にコメントらしいコメントも考えていないが、一緒にまた勉強させて頂きたいと思う。よろしくをお願いしたい。

小杉隆（自民党 衆議院議員）

- ・ まず環境エネルギー政策研究所（ISEP）の協力を得て、アジア太平洋再生可能エネルギー国際議員会議（APPCRE）を開いた。22カ国が参加した会議で、今日その報告会がこの後ある。
- ・ 国会では、環境省所管の地球温暖化対策推法の改正案が成立、経産省所管の省エネ法の改正案も昨日成立した。両法案が決まってかなり前進するだろう。
- ・ 政府では京都議定書目標達成計画を作ったが、絵に描いた餅になっては困るとうことで、自民党としては個別に数回にわたって吟味をする機会を持っている。
- ・ 近く原子力政策大綱が発表される。日本の電源に占める原子力の割合を30～40%以上にするというもので、最近外国で今まで原発に否定的な国も取り入れようとしている動きもあり、エネルギーセキュリティや環境に調和した原子力を見直す動きも注視する必要がある。
- ・ どうぞこの会を通じて、自然エネルギー、再生可能エネルギーの促進にお力添え頂けたらと思う。

藤末健三（民主党 参議院議員）

- ・ 昨年1月まで大学で産業政策を教えていた。私が新エネルギーに興味がある理由は3つある。1つはやはり環境問題、次いで石油価格の高騰などエネルギー安全保障の問題、そして一番興味があるのは産業として雇用を生む場としての新エネルギーだ。
- ・ 釈迦に説法だが、ドイツでは新エネ産業は、約20兆円の売り上げ、10万人の雇用という。我が国でも新エネを軸に、産業・エネルギー安全保障・環境の問題にバランスよく対応したいと考えている。個人的には民主党なので金田先生のような先輩を立てて、新エネ促進法のようなものができれば良いと思っているので、お知恵をお貸し頂ければと思う。

高木美智代（公明党 衆議院議員）

- ・ 私は今環境委員会に所属している。わが党は自然エネルギーに関して2050年までに

20%導入するという目標を立てている。

- ・ もう少し身近な形で、例えば地域で公営住宅などでも自然エネルギーを導入できないか、市民の目に見える形で環境の意識改革を含め推進できないか、考えている。しっかり勉強させて頂きたい。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 先程の議論の4点について、ご質問・ご意見などあればお願いしたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 後の方でも構わないが、先程神山さんからバンキングの量はかなり多いという説明があったが、私もそう思う。また船曳さんの分析の中では、バンキングの量はかなり多いがバンキングの期間を長くするなど、運用面で円滑な対応は可能ではないかとおっしゃっていた。バンキングの量に関して、例えばバンキングのキャップを設けることなども考えられるのではないか。また新エネ利用特措法の目標値が、低さもあるが、期間として2010年までしかなく短いのでこの期間を長くすることはどうか。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 現在議論している所なので、ここで私がこうしますああします、とは言えない。2点あったが、1点目のバンキングのキャップについては、そういう方向に行くかは分からないが、実際バンキングの量が多いという数字を踏まえた議論が、今後なされて行くと思う。2点目の目標期間については、現在「4年ごとに8年分」しか出していないが、新エネの設備の資金回収は15～16年かかるのだから、そのくらいの期間は目標値・義務量を設定してクレジット収入を確保すべきだという議論もたくさん聞いている。今後2006年に向かって2014年までの数字の議論があるので、その際に、どれくらいの量、どれくらいの期間の長さで設定するのが良いか、議論されて行くと思う。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 自然エネルギーの事業者の方などコメントありましたら。それでは、後半でも前半に関するご質問も含め出して頂ければと思う。後半に進みたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 後半司会を務めます、「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）の大林です。新エネ利用特措法の見直しに関して、今後のスケジュールや論点出しを行いたい。新エネ部会の再開があり、その際には私もGENも意見を出しているが、政府の検討状況や今後の予定などを資源エネルギー庁・神山さんからご説明願いたい。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 資料などの用意はなく、口頭で申し訳ないが報告させて頂く。
- ・ 7月26日に総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の第1回が始まった。約300人が集まり、新エネルギーへの関心の高さかと考えている。第1回では各委員の方々から論点を出して頂いた。この新エネ部会は、大きな2つの目標を持って行っている。一つは今年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画にも載っている2010年までに1910万klという新エネ導入目標を、あと4年半でどう達成するかという点だ。2点目はRPS法(新エネ利用特措法)の施行後3年目の見直しである、すなわち今年12月で(部分施行から)正式に丸3年を迎えるので、それに先んじて議論を行う必要がある。
- ・ 第1回は自由な議論だったが、1点目についてのご意見が多かった。例えば、最初は導入補助があるとしても徐々に自立すべき、補助金だけに依存してやるべきではないなど意見があった。RPS法に関しては、電気事業法に基づく新規参入者からは、義務量が高すぎるのではないかと、負担が大きいという発言があった。一方で他の委員からは電気事業者だけでなく、熱利用や発電事業者にも適用して目標達成すべきで、電気事業者だけが対象の今の法律は競争上フェアでないのではないかと、という意見があった。一部の委員からは(RPS法の)目標は大きいとそれを目指してやるべきだとの意見や、RPS法は極めて良い制度であり運用の仕方が問題なので運用の見直しに努力したいという委員の発言があった。
- ・ 次回第2回は9月8日10時から経済産業省の会議室で開催を予定している。出して頂きたいいろいろな意見を、柏木部会長のご指導のもと事務局でブロック分けする形で整理して、次回出したい。また新エネは他省庁との連携で行っているので、バイオマスなど新エネ関係の18年度予算要求の内容なども他省庁からプレゼンして頂こうと思っている。
- ・ 3回目以降から、個別にブロック分けした論点についての議論と、RPS法の見直しについての詳細な議論になると思う。来年春3月までには取りまとめて大臣に答申したい。
- ・ 議論が始まったばかりなので、こういった会議などで意見をお聞きしつつ進めたい。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ ありがとうございます。質問は後ほどにする。次に、私どもGENでは昨年度・一昨年度と新エネ利用特措法検証委員会を行い、昨年度の終わりに「自然エネルギー拡大のための政策・制度の提案」という検討タスクチームの提言書を出した。主に自然エネルギー事業者とワーキンググループを作って検討し、提案したものだ。資料の紹介と今年度の状況を見た論点をGEN代表の飯田からお話しさせて頂く。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 資料は、2月22日に発表した提言書の要旨があり、その後ろにそれをもとに手を入れて図を入れた論点を付けており、これを今年度の議論の出発点としたい。新エネ利用特措法には「施行後3年を経過した場合において必要に応じて見直す」の規定があるので、

部分施行から3年の2005年12月を経過した所で見直しとなろう。それから、「4年ごとに8年後の目標値を決定する」ということになっており、前回は2002年だったので、先程話に出た期間の長さの問題を含め、来年2006年には決めることになる。いずれにせよ来年にはある程度現行の法律の大枠が変わるということで、新エネ部会、与野党や国会、このような様々な関係者が集まった会議などで、より良い方向の制度改革の議論ができればと考えている。

- ・ 以下、全部を説明する時間はないのでポイントを紹介したい。
- ・ 制度を見ると、ドイツ、スペインは固定価格制度であり、費用効率性などの他の論点はあるが、明らかに成果が上がっている。デンマークは固定価格制度をやめてしまったことで、昨年は風車が1機も建たなかった。せっかく見直すのであれば、その良い点を取り入れるべきだと思う。ドイツは風力が有名だが、最近太陽光も著しく伸びており、日本も昨年の単年度の設置量では抜かれた。またドイツ発のユーロ建て太陽光ソーラーファンドのような話もある。太陽光発電装置の半分以上は日本製なので、少なくとも産業界は儲かるから良いのではとの意見もあるが、ドイツは2.7%関税をかけるようで、踏んだり蹴ったりかもしれない。やはり国内市場が、産業政策、エネルギー政策、環境政策、雇用政策のいずれの面からも重要であろう。
- ・ まず1番目は制度の見直しとして、改善案1は固定価格制的なものに経済合理性を組み込んだ制度提案を示している。太陽光・風力・バイオマスなどそれぞれに回避可能原価あるいは電気の焚き減らし価格に環境付加価値を載せた固定価格制を、改めて制度検討の俎上にのせようというものだ。ドイツでは6月に太陽光の買い取り価格を57.6ユーロセント(75円)に値上げをしたことで、フライブルグ郊外に作っている1万2000kWのソーラーファームの分譲などすさまじい勢で進んでいる。段階的に費用が下がることが予告されていれば、費用が下がること自身が問題ではなく、長期間コミットされていることにより自然エネルギー事業のリスクを著しく減ずることができるということだ。こういった制度が是非必要だ。
- ・ 改善案2は現行の仕組みを活用しつつ一定額のランニング補助を導入するもの。アメリカのProduction Tax Creditの場合は、導入ガイドラインによって毎年階段状の結果を示している。一定額のランニング補助のような形で今の新エネ利用特措法の枠組を使いながら改善できるのではないかと、というもの。詳細はペーパーを見てほしい。
- ・ 改善案3は、今の枠組の中でクレジットの価値を調整するというもの。1つは上限価格を、今の100万円の固定のペナルティではなく、kWhに比例したペナルティにするというもの。下限価格は、政府が最終的に買い取り保証をするというもので、デンマークが最初に提案したRPS法の中に含まれていたもので、これにより値崩れの支えができる。これと合わせて、高い目標値に引き上げることなども行い、船曳さんの言う市場の流動性が出る制度にして行くということだ。今の固定枠制、RPS制の枠組みを維持しながら、価格の安定性と長期的な制度保証を確保して行こうというものだ。特に太陽光はそれでも厳しいので、クレジット価値を例えば5倍なり10倍にしてはというもの。今回目標

値の見直しもあるので、そのようなことも出来るのではないかと考える。この辺りで、政治的、財務省的、日本法制度的に最も実現可能性が高くかつ最も効果的なものを、こういった場で議論して行ければと考えている。

- ・ 2番は時間がないので飛ばす。
- ・ 3番目に、今回は目標値を引き上げるのが大きな話としてある。前回決めた2010年の目標値は、以前から閣議議決定した1910万klという数字があったので、122億kWhも合意できたが、次に決める2014年に関してはこのような手がかりがないので、目標値をどう議論しどう合意するのかが難しいような気がする。唯一の手がかりは2030年の長期エネルギー需給見通しだが、これにはいくつかのシナリオがあってそれぞれ数字が違おうし、あくまでシナリオにすぎないため、義務量につなげて行くのは政治的な努力が必要だろう。配布資料に示したのは、一つは現行の名目基準利用量を延長するもので2020年には240億kWh(2.66%)となり、もう一つは現行の調整後基準利用量の2007年からのラインを延長したもので2020年には381億kWh(4.22%)となる。私たちとしては最低でも、2.66%から4.22%の幅の間には行くように議論したいと思う。義務を課せられる電力会社としては考えがあるだろうから、後程ご意見を頂きたい。要は、いつの目標値をどの水準でどういう論理で決めて行くかということだが、いずれにしても長期目標を決めるのは難しいことではある。
- ・ 4番目は今の枠組みの中で見直す項目。4割の余剰(バンキング)が出ている経過措置は、廃止の方向で見直しが必要である。ペナルティを導入すれば、ポロウイングはいらないのではないかと。今ある参考値としての11円という「上限価格」は買わない言い訳にすぎないものなので、kWhがある価格以上であればペナルティ措置を適用できるという形が良いだろう。この辺(バンキングの量が多いことなど)については、先程、神山さんからも見直す方向の発言があったと思っている。
- ・ 6番目の定義の項目については、一つは、新エネではないが再生可能エネルギーである、地熱や小水力の対象範囲の問題がある。さらに、バイオマスといいながら実はほとんど廃棄物発電であるという問題がある。廃棄物発電そのものにはいくつかの議論があるが、市場を切り分けないと難しいのではないかと。単純に廃棄物を止めればいいわけでもないが、現行制度の中でボリューム感が大きいという点や、クリーンなバイオマスはどう伸ばしていくのかなど、バイオマスがらみの詳細な議論が必要ではないかと思う。このように、小水力の1000kWのキャップ、地熱はバイナリーだけでいいか、廃棄物と混じった状態のバイオマスの3点について、新エネ部会で議論して頂きたいと思う。
- ・ 15番目の余剰電力購入メニューも重要。太陽光発電はついに単年度の設置数でドイツに抜かれた。日本ではkW当たり2万円の設置補助金が、経産省と財務省の合意では今年度中で打ち切られることになっており、環境省の石油特別会計からも太陽光の補助金は出ない方向のようだ。補助金を削って行くのはいいとしても、電力会社の余剰電力購入メニューをどういう方向に持って行くのか考える必要がある。現行は電力会社の持ち出しになっているが、ここにきちんと制度を入れ、トップランナーである日本の太陽光を

どうして行くか、考える必要があるだろう。単純に「電力会社さん頑張って下さい」という訳にはいかない。2010年の目標は482万kWで、今の5倍近いので、このルールを今回今年中に決めておかないといけないと思う。今2005年から2006年は大きな転換期を迎えていると思う。以上、主な論点だけ紹介した。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 資源エネルギー庁と我々GENから、今後どの様に新エネ部会の議論の紹介と見直しの案を示した。昨年度、一昨年度も踏まえ、皆さんから議論を頂きたい。議論の発端となるような質問はないか。

船曳尚（ナットソース・ジャパン株式会社）

- ・ 飯田さんの資料3番目の義務量の決め方に関しては、供給の話が必要だと思う。これからの将来の話なのでシナリオになるだろう。短期的な3年から5年のスパンの話では、少なくとも新エネ財団やNEDOからの補助金の話もあり、電力会社との相談もあろう。エネ庁もしくは電力会社・電事連で、供給量の数字の積み上げが可能かも知れない。目標量の話をする時に供給力の話をしないと、非現実的な議論になってしまう。目標値が高い方が良いという理屈は分かるが、実現しないと意味がないだろう。今回経過措置が入ったのも、（制度スタートの）頭の方では（名目の目標量が）無理な数字なので入ったのだろうと理解している。そういう意味では、きちっと供給力の話をしないと義務量の話が前に進まないだろう。今日どうこうできる話ではないが、大枠で供給量に関する将来のシナリオをエネ庁や電事連などで、次回くらいまでにお話し頂ければ有難いと思う。それを受けて義務量との整合性、夢のある話でもう少しがんばろう、という話もできるのではないかと思う。

中島大（小水力利用推進協議会事務局長）

- ・ 最初に細かいコメントをすると、今の可能量（ポテンシャル）の話についてだが、現時点では1000kW以下の小水力の開発可能量が極めて低く3万kWとか6万kWといった数字が出ているが、我々の内部での簡単な試算では300~400万kWくらい行くという数字もあり、また包蔵量では発電計画調査の立地点を見直せば1000万kWの桁になるのではないかと見ている。この件については我々でも勉強した後、数字ができれば公表したいと思っている。
- ・ さて本題。今は原理原則を振り返ってみるべきときだと私は考えている。様々な制度は現実問題として過去を引きずるものだが、タイミングで理念や原理に戻る必要があるだろう。まず第一に、「新エネルギー」の定義の問題。小水力は「旧エネルギー」とされているので、今のところ私たちも小水力を「新エネルギー」に入れてくれという言い方をしているが、本来から言えば、新エネルギーという概念自体を見直す必要がある。すなわち、再生可能エネルギーなり自然エネルギーという概念をきちんと作っていく議論を開始

すべきである。

- ・ 第二に、自然エネルギーの普及促進のための制度だという出発点を、きちんと見直すべきだ。今の新エネ利用特措法は市場原理が前に出すぎていると思う。あくまで普及促進のための法律だということだ。民間活力や市場原理といったときに、単なるマーケットメカニズムだけでなく、普及促進のための投資環境の整備が重要なのでその方向性を強く持ってほしい。
- ・ 第三には、インバランスの問題についてだ。自然エネルギーはそれぞれ個性がある。小水力は計画発電ができるが（需要の少ない）夜間も発電してしまう、太陽光は計画という訳には行かないが（需要の多い）昼間に発電する、風力はポテンシャルは大きいが不安定性はついて回る、バイオマスは調整用の電源としても使える。それぞれ個性があるものをいかに組み合わせるかを考える必要がある。その際にインバランスを誰が負担するか、その原理原則を議論しておく必要があるだろう。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 船曳さんにコメントしたい。可能量についてだ。今中島さんの方から、可能量というのは見方によって3桁も変わることがあるという話があった。例えば余り普及して欲しくないスタンスから話してもらおうと大きな数字は出てこないだろう。制度面からいえば、RPS型の制度ならばペナルティをカップリングして、イギリスのように上の値段に張り付くような高い目標値を入れないと制度が回らない。イギリスなどは価格を上張り付けるための高い目標値であって、可能量は関係ない。
- ・ もし義務にしないのであれば、ドイツ型あるいは我々の提案するランニング補助のように、あくまで目標値はレファレンスとなる。目標値はレファレンスだが、価格が決まっており、目標値は超えるかもしれないし超えないかもしれない。しかもその費用は国民負担でやるという話だ。どちらにしても（目標値を決める際に）可能量は余り問題ではない。今2%のものを2010年に急に100%にするなど余りに無理があってはおかしいが。目標値はいわば操作的な値であり、積み上げるものではないと考えるべきだろう。積み上げでは神学論争になってしまうと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 中島さんから新エネ定義の見直し、普及促進が市場原理に埋もれている、投資環境の整備が重要という話があったが、これらについて電力会社やエネ庁からのコメントはないか。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 飯田さんの（資料の6番目の項目の）再生可能エネルギーの整理は分かり易いと思う。海外の例もあるし、我々も新エネルギーの定義、再生可能エネルギーの範囲には極めて関心を持っており、今回の新エネ部会で「こう定義します」という所まで行けるかどうか

かは分からないが、少なくともその方向性や視点は決めたいと思っている。現実的には、京都議定書目標達成計画ができて、(新エネルギー目標の)1910万klはこういうエネルギーでやろうという数字があり、エネルギー起源CO2は0.6%増、温室効果ガス全体では6%減という割り振りもあるので、「今日から新エネルギーは定義をこう変えて、これで目標を変えるのです」というようにすぐに定義を変えるのは難しいだろうが、そのような視点と方向性を入れて議論したいと思っている。

見学信一郎(東京電力株式会社)

- ・ 定義については、前回の新エネ部会でも、賛否両論いろいろな議論があって一つの形になったと理解しているが、それに関してもう一度見直すという検討の余地はあるだろう。我々事業者は決められたものの中でやっていくことになる。我々として若干常に違和感を感じているのは、新エネの定義に石油代替というものがあり、需要サイドの天然ガスコジェネが「新エネ」に入っているのは、世界に例を見ないユニークな話であると思う。私ども電力会社は天然ガス、特にコジェネとは激しい競争をしている。
- ・ 義務量については、一つの大きな目標を立ててその目標に向かって進むことは大事なことだと思う。例えば風力の300万kWについても一つの絵姿に向かって進むことが、政府も電力会社も事業者も在るべき姿かなと思う。ただ、ともすると「数量ありき」になってしまうのは問題かなと思う。風力についても、技術的な要素を加えた上で、解列枠や蓄電池なども、賛否両論があった中で何とか合意を見たわけだと思う。後は、一つ一つの案件について吟味して前向きに努力していくということだと思う。大きな絵姿を書くことが大事だが、それが余りにも非現実的になってしまうと、特にコストの面で歪みが出てこないだろうかと思う。
- ・ コスト面に関して言えば、今のRPS制度は、電気の小売事業者に対する規制があり、自家発電などについては自主的な取り組みという緩やかな形になっている。このように、片方は法律で縛られていて、他方は自主的な取り組みということだと競争上の歪みが大きくなるのではないかと思う。
- ・ この10年は国の政策として、市場原理・競争原理を導入して行こうということだった。私ども東京電力では、結果として産業用に関しては自家発電業者にシェアを3割とられており、特別高圧という高いボルトの大きな業務用ビルに関しても東京では3割が東京電力以外の方が供給している。このような非常に厳しい競争の中で我々は1銭2銭のコストアップに敏感になるし、敏感になれというのがこの10年間の国の政策だった。そこ(電力自由化政策)との整合性をきちんと考えて行く必要があるだろう。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 電力自由化の流れの中で、電力事業者だけに義務が課されているという話だが、自然エネルギーの普及は時代が要請する公益的な義務から来ており、自由化とは別の話ではないか。電力会社の余剰電力購入メニューに対して国の政策をどうするかという話はある

が、電力自由化と新エネの義務の議論は方向性が違う議論ではないか。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 言われることは一つのご主張としてはあると思うが、現実の実業・事業を行っている者としては、二つの相克・相反するものをどう折り合いをつけていくか、日々常に考えなければならない。これはこれ、あれはあれと別々になるとしんどい、それだとベクトルが見えなくなってしまう。電力自由化に関する責務・義務があり、新エネルギーに関する責務・義務があるので、その中でどういう方向で経営して行くか考えなければならない。なので、1つの方向のみには向けないということを言いたかった。
- ・ 新エネに関しては自主的取組の中でも目いっぱい努力しており、例えば正直言って太陽光の余剰購入メニューも量が増えてきて段々しんどくなってきたと思う。今、国の判断として太陽光の普及に関しては所期の目的を達成し補助金がなくすという状況の中で、私どもが行ってきた普及促進のサポート（余剰電力購入メニュー）との整合性をどうするか、一旦立止まって考える必要はあると思っている。
- ・ また、風力等については日本自然エネルギーなどが、家庭についてはグリーン電力基金などもあり、ご賛同頂くよう、日々精進している。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 余剰購入メニューの議論については、皆さん興味をお持ちだと思う。各地で新エネルギービジョンなどを進めている所で、地域の電力会社が来年からは新規はどうか分からないと言われているという話もある。その辺をもう少し詳しくご説明頂きたい。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 電力会社といっても各社で考えは違うと思う。各電力会社が横並びで考え方を整合させるということは出来なくなっており、各社それぞれスタンスに違いが出てくると思っている。先程の自由化は自由化、新エネ普及は新エネ普及という話に関して言えば、余剰電力購入メニューは新エネ普及という意味では一端を担ってきたという自負は私どもとして持っている。販売価格と同等の価格で購入するというのは、私どもが買えば買うほど赤字になるという構造になっている。他方で他社と競争していかなくてはならず、他のお客様との公平性の観点があるので、厳しい目で見られている。もう一度、どうするか考えなければいけないと思っている。ただ具体的にどうするかはまだ決めたということではない。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 前回7月26日の新エネ部会に資源エネルギー庁が出した論点メモでは、太陽光発電の箇所、補助金のことは記載があったが、余剰電力購入メニューは触れられていなかったのが驚いた。その点についてエネ庁からのコメントはないか。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 余剰電力購入メニューは、見学さんがおっしゃったように実質ランニング補助でやって頂き、（政府の）補助金よりドライビングフォースになっていたと思う。ボランティアにやって頂いている制度なので、電力会社が止めるというなら止めることになるのだろうが、なくなれば実質的に太陽光の芽がつぶれてしまうので、他の制度・他の仕組みが出来ないのか議論して行くことになるのだろうと思う。その中で、飯田さんの言う「太陽光5倍クレジット」なども、いろいろなオプションの中の一案として、議論していくことになるだろうかと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 余剰電力購入メニューの話だが、GENとしては「（例えば）太陽光5倍クレジット」などを提案している。
- ・ 今日はいろいろな方に参加して頂いており、電力会社やガス会社の方々にも論点の頭出しなどあれば頂きたい。
- ・ また我々が一つ問題だと考えているのは、先日出された新エネ部会の系統連系小委員会の報告書である。プレスリリースの時期を逸したが新エネ部会再開の際のプレスリリースでも少し触れた。この系統連系の報告書では、蓄電池が風力発電の今後のオプションとして推奨されており、更なるコスト負担になってしまうのではないかと危惧している。今日の参考資料として出した電力会社の風力発電への対応状況を見れば分かるように、買い取りを全く行っていない所もある。東北電・北電は2007年度に再評価予定となっており、このままだとこれ以上は入って行かない。あるいは解列枠の募集としてなら入るかもしれないが、解列が前提となるのはおかしいのではないか。これらの点について、風力発電事業者などから何か意見はないか。

遠藤昭（日本風力開発株式会社）

- ・ 日本風力開発の遠藤です。東京電力さんとは相反することと、協調できることがあると思う。第一に経済産業省に質問があります。新エネ部会で飯田さんがメンバーでなくなり、事業者としては非常に残念である。成果に希望が持てないために辞退したのかと思いましたが、どうやら降ろされたということのようだが、どのような理由があったのか、その事情をご説明頂きたい。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 審議会のメンバーについては、まず高齢の方、70歳以上の方は原則再任しないという方針がある。また前は委員数が37~38人もおり、議論が回っていなかったという指摘もあって、委員の数を大幅に減らすことになった。さらに全体として女性委員の比率を上げるという要請がある。（新しい新エネ部会のメンバーも）これらによって決まった

ものだと私は聞いている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 1点、エネルギーや環境・気候変動のNGOが一人も入っていないのはどういうことか。他の部会をみても入っていると思うが。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ NGOの肩書きを持つ人も入っている。前回斬新なアイデアもあったので、そのようなことはないと思う。

遠藤昭（日本風力開発株式会社顧問）

- ・ 飯田さんは、高齢になったのか、質問時間が長すぎたということだろう。
- ・ 先程出た蓄電池の話については、私ども風力発電事業者懇話会としてあのような形で電力会社に妥協して頂いた。本来ならGENが提案している固定価格買い取り制に大賛成だが、これには電力会社はなかなか納得できないだろうし、2010年までには結論が出ないかもしれない。解列よりは蓄電池の方がまだ良いという次善の策として、風力発電事業者として理解した。また電力会社にも理解してもらったと思う。周波数問題などがある程度解決できるとして、今のところは蓄電池で行こうということだ。
- ・ ただ問題は、これから300万kWを目標として行き、将来的には海上を含めるともっと増えるとして、そういうことを考えていった時のコスト論が出てくる。今のところは、政府の補助金、風力発電事業者のリスク、電力会社のサービスとしての受け入れ、といった形で進んでいる。自然エネルギーを導入していくにはコスト・費用がかかる。この費用を補助金や電力会社に「おんぶ」だけでは無理がある。電力会社は株主に対する責任もあり、先程話に出たように1円でも2円でも安くしようとしている状況だが、風力の事業者にそのコスト負担を言われても難しい。このままでは、300万kWどころか現状の120万kW程度で止まってしまうのではないかと思う。現状で風力発電はkWあたりの設置コストが20万円から10数万円になってきたが、これからは風況や送電線などのサイトの条件は悪くなって行くので、むしろコストアップになって行く。これにどう対応するかが知恵の出どころであり、経済産業省にも考えてほしいと思う。やはり受益者負担ということを使うべきだと考えている、すなわち電気を多く使う所にそれなりの負担をしてもらうということを使うべき時期ではないだろうか。
- ・ 問題点を一ついうと、環境省や農水省が出席されていないが、国有林の5haの上限・使用限度を何とか拡大できないかという点がある。今、大型の風車では、5haの制限では10基も立てられない。この制限緩和は考えられないだろうか。自治体には拡大が許されているが、民間事業者には許されていないのを見直して頂きたい。次に保安林についてだ。保安林の中に風車を建てる場合に、侵食する面積は基礎部分のせいぜい15m四方程度であり、あとは復元できる。この点についても、もう少し柔軟に考えられないかと思

う。さらに自然公園については、昨年「緩和」されたと環境省は言っているようだが、私見では緩和ではなく「基準の明確化」にすぎないと思う。現実には、県立自然公園では、その基準をそのまま当てはめる県もあると聞いている。そうなると（実際に建てるのは）なかなか難しい。もちろん景観に対しての問題はあるが、かなりの部分で増やす方向に柔軟に考えていかないと、300万kWは難しいと思う。

- ・ 景観問題と生態系の問題はあるが、一方で京都議定書のCO₂排出削減の面で大きな役割を担える風力・太陽光にもう少し理解を深めて頂きたいと思う。何も鳥を殺していいというのではないが、現実的に、風車にあたって落ちる鳥の数と自動車事故で死ぬ鳥類の数とどちらが多いか、欧州では既に資料が出ている。デンマークは、九州くらいの面積で8000基以上あるが、日本では900基くらいなのでそれほど大きな問題ではないと思うが、現実には非常に大きな問題となっている。これらを解決しながらやっていくことが必要だろうと考えている。
- ・ 蓄電池問題に戻ると、今現時点で考えられる中では蓄電池が次善の策であり、固定価格制は望ましいが、費用負担を考えた固定価格買い取り制でないと電力会社も認められないだろうと思う。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 先ほど系統連系の部分は飛ばしてしまったので、補足したい。
- ・ 「固定価格」と「蓄電池」の間には多くのバリエーションがある。
- ・ 先程中島さんが言ってくれたインバランスという話と、ブロックとしてのインセンティブで価格を与える話とは、分けて議論した方が良さだろうと思う。固定価格制はあくまでも価格としてのインセンティブであり、一方インバランスの方は、受益者負担というか、以前新エネ部会で勝俣さん（現東電社長）が「原因者負担」だと言っていた話だ。つまり、風力が入ってきて系統を乱すのだからその費用は風力が背負うべきだ、という電力会社の今までの主張だ。
- ・ 蓄電池や解列は、原因者負担すら越えているのではないかと思う。インバランス費用というのは全体で合成されて限界費用的に出てくるものである。蓄電池や解列は、風力だけを切り取って自分の所で自己閉鎖系を作れと求めている話だ。大きな系で吸収した方が、バッファが大きいことは当たり前だ。風力発電は補助金はもらうけれど自分の蓄電池で自己閉鎖系でやれというのは、原因者負担が極論に行き過ぎているのではないかと思う。
- ・ むしろインバランスコストを平均化して、風力・太陽光など固定价格的なインバランスコストを、系統利用者全体が背負うような形が、ジェネラスで優しい仕組みで、それ程過大な負担にならないはずだ。そういった数字が電力会社から出てこないのは、日本のインバランス費用が市場になっていないので、多分価格が出せないのではないか。
- ・ そのこのところの議論が深まらないまま、議論が大きくゆがんでしまった。当面の出口としては、電力会社と風力発電事業者とでやむをえない選択だったかもしれないが、長期

的には禍根を残すだろうと思う。「まず補助金を確保して蓄電池をとって来い」という話になってしまう。

- ・ 原則に立ち返ると、いつまでも原因者負担でいいのかという点があり、受益者負担あるいは汚染者負担という考え方もある。できるだけ原理原則に沿って、その負担がきちんと目に見えるようなルールを一步ずつでも作るべきであり、小手先で逃げてはいけないと思う。
- ・ 系統連系小委員会は、神山さんの前の前の担当者が始めて最初一緒に勉強会もやっていたが、いつの間にか外されてしまい、我々も遠くから言葉を投げつけるだけで終わってしまい、きちんとした制度論の話まで行けなかったのは忸怩たるものがある。ここで一旦幕を閉じるのではなく、系統連系の問題は、日本の電力市場を形として整える根幹の話なので、引き続き関心を持ってやって行きたい。

中島大（小水力利用推進協議会事務局長）

- ・ 今、受益者負担の話が出たが、電力自由化の議論の割と早い時期に、当時の日経新聞の社説に「下げて上げる」という話が出ていた。自由化で電力会社の中の無駄なコストを省くことで値段が下がるが、電力料金を下げる必要はない、差額の分を環境税なり何なりで取って環境負荷の分に充てるべき、という議論があった。最近余りそういう議論が出ない。電力自由化の目的は価格を下げることだという人が多すぎるが、下げる部分は下げるが、環境負荷の分はむしろもっと取らなければいけない、という話をもっと出てほしいと思う。そういう議論がエネ庁の中であるのかないのか、伺いたい。

神山知久（資源エネルギー庁新エネルギー対策課課長補佐）

- ・ 受益者負担の議論は、直接に私の知っている限りはない。見学さんのおっしゃっていたベクトルが2つあるのではないか、という話が出ている。自由化の議論では、石油にしてもガスにしても電気にしても安定供給が前提でできた議論であるが、状況が変わってきている中で、安定供給が崩れてまで行うべきかを考える必要があるという議論は出ていると思う。
- ・ 環境税の話については、私は述べられる立場ではない。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 中島さんの話の関連で言うと、電力自由化を進めるということは価格競争になり、電気価格は下げざるをえないだろう。現在も、自由化して大口では下げていて（収支が）逼迫しているので、この状況の中で（コストがかかる）自然エネルギーを入れることに対してかなり抵抗があるのは仕方がないことだと思う。

中島大（小水力利用推進協議会事務局長）

- ・ 電力会社だけのことを言っているのではない。制度全体として電力料金というものを考

えた時に、「下げることが最終目的なのか」という議論を、既に自由化の初期にもして
いたはず。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 通産大臣が電力自由化を始める時から「海外と遜色ない料金とする」というのが旗頭にな
っていたから、それに対する問いかけだと思う。

中島大（小水力利用推進協議会事務局長）

- ・ 日経新聞などでも差額を環境税とする論調が出ていたはずだが、それがいつの間にか消
えてしまったという話である。電力料金への環境面からの課税を強化することで、実際
には値段は下がらなくてもいいだろうということだ。例えば、取ったお金で自然エネル
ギー固定買い取りの財源にしても良いだろう。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ そうすると、最近の温暖化対策税などの議論と同様の話と考えていいだろう。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ まだご発言されていない方も含めてどうか。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 太陽光・風力、自由化の話もあったが、地熱やバイオマスなどいろいろな方に来て頂い
ている。バイオマスが RPS の中で大きな割合を占めているが、今この制度で電力会社や
経済産業省が言っているバイオマスは基本的には清掃工場からの電力であり、再生可能
エネルギーの中のピュアバイオマスではないが、そういった観点から何か発言あるか。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 話が元に戻るが、先程のインバランスの件だ。前から議論があり今でも頭の体操をして
いるが、我々の結論としては日本ではインバランス市場は作らない方が良く思ってい
る。というのは、結局最後に「しわ取り」ができる発電機を持っているのは現実問題と
して今電力会社だけである。本来、高い値段で売れる時には目いっぱい売り、競争があ
る時は歯を食いしばるというのが市場というものだが、インバランス市場を作ると、市
場集中度が圧倒的に高くなってしまふので、我々電力会社が市場マインドで値段を入
れたら価格が価格でなくなってしまう。従って、今はいろいろなコストの要素を十分に勘
案しながら出てくる単価でもって提供する方が、今の日本の市場においては適切だろ
うと思っている。逆の例を言えば、今は自由化はストップしているカリフォルニアでは
インバランス市場があったが、カリフォルニア電力危機でその価格が暴騰し、風力の小
売事業はあっという間に撤退してしまった。これらを見ると、30分同時同量の中で、風力

事業者が「しわ取り」部分のコストをインバランス市場で負担するのがいいのか、あるいは蓄電池のような形で整形して系統に乗せてやるのがいいのか、相当慎重に検討しなければならない。市場化というのは、なかなか難しい問題ではないかと思う。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 東電や関電がインバランスを背負うというのは、今の市場の構造ではそれはそれでリーズナブルだと思う。例えば、イギリスの2002年の新電力取引規定（NETA）の市場ではリアルタイムのインバランス費用を出したが、時々刻々ともものすごく変わるので、風力発電にそのまま適用すると、発電しないのが最も良いという非常に奇妙な市場となったので、一定の見なし価格にすることにした。それが最も合理的であり、そうでないと風力発電が普及しないからである。そういう考え方に収斂せざるを得ないと思う。その場合に、蓄電池という解決策ではなく、例えば東日本の系統の中に風力が入った時の限界費用的な「見なし平均インバランス費用」というものが、東電と東北電力が一気通貫でやったときに、どの程度の費用になるのだろうか。それを、例えば今の3.3円という「焚き減らし価格」から引いてしまい、もしインバランス費用が0.3円だったら、それを引いた3円となる。その上のクレジットを今度は購入のインセンティブとして見えるコストにして、受益者負担なり汚染者負担でまかない、5円とか6円といったちゃんとしたインセンティブを作るようにする。そのような形が、最も開かれたバランスのある解決策で、値ごろ感が出せるのではないかと思う。焚き減らし価格から引き算をするという、大胆な発想はできないだろうか。その数字が出ないと、引き取って頂くのは良いが、結局出口がないのではないか。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 今の話について十分理解していないかもしれないが述べる。（電力というのは）最後リアルタイムで需給を均衡させなければいけない市場なので、太陽光や風力の構造的な悩みであると思うが、例えば予定の100に対して実際は50しか出力が出せなかった時に、残りの不足分50を誰が補うのかという話だと思う。その価格を市場化するとすると、状況によっては欧米の事例もあるようにすごい価格がつくことがあるので、市場化というのは非常に厳しいのではないか、ということを私は申し上げたかった。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それが難しいというのは分かる。だから、そこを一定のみなし価格で決めてはどうかという案だ。風力や太陽光は確かに系統にしわ寄せをしており、リアルタイムでは価格が変動する。それを、平均的にkWh当たり例えば0.5円や1円とかを「しわ寄せ価格」とし、インバランスを背負う電力会社がコストとしてそれを提示するという話だ。そのような一定のみなし価格での「値決め」が可能かどうか。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 今現在、需給変動で事前通告した値よりも足りなかった場合の値段は決まっている。それが1つの指標になるのではないかと思うが、それは多分風力発電事業者にとって採算性が合う数字にはならないのではないかと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それはある意味、懲罰的な価格であろう。

見学信一郎（東京電力株式会社）

- ・ 懲罰的というものではない。
- ・ 最終的に周波数を合わせなければならないのは絶対である。日本人の省エネ意識は非常に高いこともあり、日本は他国に比べロードカーブが急峻になっている。それに合わせて揚水発電・火力発電なども俊敏に対応している。そういうきめ細かい系統運用がなければ、日本の電力の需給・系統は崩れてしまう。そういう系統に、風力や太陽光を入れ込んでいかなければならないということだ。その時、個々で見れば、その「しわ取り」を「30分同時同量」の中の、需給変動部分でやるということは、発電の性状からして厳しいのではないかと思う。電力会社が今提供している需給変動対応価格に準じる値段を示した時に、（風力発電の）採算がとれるかということ、難しいのではないかと感覚的には思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございました。そろそろ時間になるので、締めさせて頂きたい。来春（今年度末）には何らかの報告書を取りまとめたいと考えている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 次回はまだ未定である。昨年度の検証委員会は、2回しか開かなかったが、今年度は今日を含めて4回ほど開催したい。論点ごとに議論する予定だが、政府の検討状況に対応しつつ、柔軟に行いたい。具体的な提言が来春（今年度末）に出せればと考えている。今日は各セクターから多数お集まり頂き、長時間ありがとうございます。また次回日程が決まれば案内するので、ご参加頂ければと思う、よろしくお願い致します。